

豊橋市立栄小学校父母と教師の会（PTA）会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この会は、豊橋市立栄小学校父母と教師の会（PTA）という。
- 第 2 条 この会は、事務所を豊橋市立栄小学校内におく。

第 2 章 目的及び活動

- 第 3 条 この会は、教育基本法の精神を尊重し、父母と教師が協力して家庭、学校、社会などにおいて児童の健全な育成をはかることを目的とする。
- 第 4 条 この会は、前条の目的達成のため、次の活動をする。
1. 父母と教師による学習。
 2. 児童の校外における生活の指導と望ましい環境づくり。
 3. 父母と教師による親和。
 4. その他必要と認められた事項。

第 3 章 方 針

- 第 5 条 この会は、特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
- 第 6 条 この会は、学校行政および人事、その他の管理には干渉しない。
- 第 7 条 この会は、児童の福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。

第 4 章 会 員

- 第 8 条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりとする。
1. 本校児童の父母、またはこれに代わる者。
 2. 本校の教職員。

第 5 章 会 計

- 第 9 条 この会の会員は、総会において決定した会費を納付するものとする。
- 第 10 条 この会の経費は、前条の会費、寄付金、その他の収入をもって支弁する。

第 11 条 この会の決算は、会計監査を経て年度終了後、総会に報告しなければならない。

第 12 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 6 章 役員および委員

第 13 条 この会に、次の役員をおく。

1. 会 長 1 名 (父母)
2. 副会長 3 名 (父母 2 教師 1)
3. 会 計 2 名 (父母 1 教師 1)
4. 書 記 若干名 (父母若干名 教師 1)

第 14 条 役員の職務は、次のとおりとする。

1. 会長は会を代表し、会務を総理し、総会・役員会、運営委員会、全体委員会などを召集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 会計はこの会の会計事務並びに、財務管理を行う。
4. 書記はこの会の文書の記録をつかさどり、その他の庶務を行う。

第 15 条 役員は推せん委員会において、会員の中から選出し総会の承認を得る。ただし、役員に欠員を生じた場合は、委員会の協議により補充する。

第 16 条 役員の任期は、1 か年とする。ただし、再任は妨げない。

第 17 条 この会の活動推進のため、委員若干名をおく。

第 18 条 委員は各地区 (各町)、各学級並びに教職員の中より選出する。

第 19 条 委員の任期は 1 か年とする。ただし、再任される場合、連続して 2 か年を越えてはならない。

第 7 章 会 計 監 査

第 20 条 この会に会計監査委員を 2 名おく。前項の委員は第 15 条に準じ総会の承認を得る。

第 21 条 会計監査委員は、必要に応じ随時会計監査を行うものとする。

第 22 条 会計監査委員の任期は 1 か年とする。

第 8 章 機 関

第 23 条 この会の運営にあたって、次の機関をおく。

1. 総 会

2. 役員会
3. 運営委員会
4. 全体委員会
5. 専門委員会

第 24 条 総会は、全会員をもって構成し、この会の最高決議機関である。

第 25 条 総会は、会長が召集し、年度当初に開催する。ただし、必要ある場合は臨時総会を開催することができる。

第 26 条 総会の定足数は、会員の2分の1以上とする。ただし、委任状により出席に代えることができる。

第 27 条 総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第 28 条 総会の機能は、次のとおりとする。

1. 会則の決定および改正
2. 予算と、事業計画の決定
3. 予算と、事業報告の承認
4. その他、必要と認められた事項

第 29 条 役員会は、必要に応じて開催する。

第 30 条 運営委員会は、役員並びに各専門委員会の正副委員長をもって構成し、役員会および専門委員会の議案等を審議する。

第 31 条 全体委員会は、役員および全委員をもって構成し、総会に提出する議案の作成、その他必要な事項を協議する。

第 32 条 専門委員会は、所属委員をもって構成し、運営委員会により承認された事項の推進にあたる。

第 33 条 専門委員会は、次のとおりとし、委員はそれぞれ、いずれかの専門委員会に所属しなければならない。

1. 広報委員会 広報、宣伝に関すること。
2. 文化委員会 会員研修に関すること。
3. 厚生委員会 学校環境の整備に関すること。
4. 地区委員会 地区相互の連絡をとり、校外における生活指導と望ましい環境づくりに関すること。
5. 学年委員会（各学年） 学級及び学年活動に関すること。

第 34 条 前条の各委員会は、委員の互選により、委員長1名、副委員長若干名を選出し、委員長はその委員会を代表し、副委員長はこれを補佐する。

第 35 条 学校長は、学校管理並びに教育上すべての会に出席し、協議に参加することができる。

第 9 章 推 薦 委 員 会

第 36 条 役員および会計監査委員の推せん委員は、全体委員会の協議により適宜選出するものとする。

第 37 条 推せん委員会は、次期候補者を選考し、総会にはからなければならない。なお、推せん委員会は、その任務を達成したとき解任される。

第 10 章 細 則

第 38 条 この会の運営に関し、必要な細則は、全体委員会において審議し決定する。

附 則

この会則は、昭和54年4月1日より実施する。

平成10年5月21日一部改正

平成13年4月27日一部改正

細 則

役員及び委員の任期

第 1 条 役員及び委員の任期は、総会から次期総会までとする。

役 員

第 2 条 会則第13条第2項の副会長（父母2名）の内、1名は女性代表を兼ねる。

第 3 条 会則第16条、第19条の教職員の任期については拘束されない。

第 4 条 会則第13条の役員は原則として前年度委員の互選により候補者を選出し、推薦委員会の選考を経て総会の承認を得る。

委 員

第 5 条 会則第18条に定める委員の選出は、次のとおりとする。

1. 学 級 2～3名 ・別に定める委員選出規定に基づき選出する。
2. 教 職 員 若干名 ・副会長（教師）の推薦により選出する。

第 6 条 会則第33条の専門委員会に所属する委員の構成は、次のとおりとする。

1. 学級選出の委員 2～3 名の内、1～2 名は広報、文化、厚生、地区委員会のいずれかに所属し、1 名は学年委員会に所属する。
2. 教職員は、学年委員会に各学年より 1 名、及びそれを除く各専門委員会にそれぞれ 1 名所属し、役員、各専門委員会を兼務することができる。

慶 弔 規 定

第 7 条 この会の慶弔規定は別に定める。

会員の入退会に関する規定

この規定は、会員の入退会に関する事項を定める。

- 第 1 条 会長は、児童の入学・転入に際し、その保護者に PTA への加入協力を求めること。
- 第 2 条 会員の退会にあたっては、書面をもって会長に届けること。ただし、児童の学籍がなくなった場合にはこの限りではない。
- 第 3 条 退会した会員の再度の入会はこれを妨げない。

附 則

この細則は、全体委員会において過半数以上の承認により、追加・改正することができる。

平成 20 年 4 月 24 日 一部改正

平成 22 年 2 月 23 日 一部改正

平成 30 年 4 月 21 日 一部改正

令和 5 年 4 月 27 日 一部改正

学級選出委員の選出方法

1. 次年度の学級選出委員は、原則として当該年度の学級名簿から公平な抽選により 2～3 名を選出する。但し立候補者がいる場合は、その者を優先する。
2. 抽選方法は、当該年度の学級ごとに推薦委員会が行う。同一世帯に兄弟姉妹がいる場合は、上の子の学級で抽選を行う。
3. 過去に委員または役員を経験した世帯は、その会員の希望により抽選対象より除外することができる。
4. 当選者への通知は当該年度の学級委員より文書にて通知する。
5. 当選した会員がやむを得ない正当な事由があり、学級委員を引き受けられない場合は、推薦委員の了承を経てその者が責任をもって他の者を選任するものとする。

6. その他記載のない事項又は解釈疑義が生じた場合には、推薦委員会が協議し定めるものとする。

表彰並びに慶弔規定

第 1 条 本会の役員又は委員として、3年以上継続して就任した会員については、退任の場合、感謝状及び記念品を贈る。

第 2 条 本会目的達成のために、長年率先協力し多数会員の感謝の的となる会員又は校区民に対しては、運営委員会にはかり記念品を贈って、謝意をあらわす。

第 3 条 学校職員の転退職の記念品についての規定〔平成8年度以降廃止とする〕

第 4 条 本会はずぎの場合慶弔金を贈る。

- | | | | |
|-----------------------|-------------------------------|----------|---------|
| 1. 児童死亡 | 淋し見舞い | 3,000円香典 | 30,000円 |
| 2. 児童の父母死亡 | | | 10,000円 |
| 3. 役員・運営委員の家族 | | | |
| | (配偶者、実父母ならびに同居の義父母) 死亡 | | 5,000円 |
| 4. 役員・運営委員の傷病、入院1ヶ月以上 | | | 5,000円 |
| 5. 学校職員 | | | |
| | ① 傷病、入院1ヶ月以上 | | 5,000円 |
| | ② 家族(配偶者、子供、実父母ならびに同居の義父母) 死亡 | | 5,000円 |

第 5 条 本会の役員・運営委員及び学校職員が、死亡された場合は役員会の協議により弔意を表す。

第 6 条 その他、特に必要と認められる事項については役員会の協議により処理し、事後運営委員会に報告する。

第 7 条 本会の慶弔については、一切返礼を受けないものとする。

参 考 1. 各クラスで慶弔見舞い金を出す場合は一人100円程度のものできる。
2. 児童死亡、児童の父母の死亡、役員・運営委員の家族死亡、学校職員家族死亡の場合、第6条の規定により生花1基等を贈ることができる。

附 則 本内規は、平成8年5月14日より施行し、これの改廃は全体委員会の過半数の決議による。

平成17年1月26日 一部改正

令和5年4月27日 一部改正